

子ども・子育て会議と児童福祉専門分科会の機能統合について

子ども・子育て会議と児童福祉専門分科会については、両会議の審議事項から鑑みて、各関係団体から推薦いただき、平成27年4月から両委員を兼務としていた。

また、審議事項や報告事項について共通の案件もあり、会議日程の調整や委員のご負担など、会議開催の効率性・機動性も考慮し、同時開催で運用していたところ。

このような状況も踏まえ、「子ども・子育て会議」を廃止し「児童福祉専門分科会」に統合した上で所管事項を審議するもの。

■児童福祉専門分科会と子ども・子育て会議の主な審議事項の経過

	社会福祉審議会児童福祉専門分科会	子ども・子育て会議 (H29.3.31廃止)
根拠	児童福祉法第8条(必置) 社会福祉法第12条	子ども・子育て支援法第77条(努力義務)
委員定数	全体定数50名のうち分科会14名(現員) (委員:10名、臨時委員(審査部会):4名)	20名以内(条例で規定) (法令上は規定無し)
委員任期	3年(今期:H27.4.1~H29.3.31/次期H29.4.1~H32.3.31)	2年(H29.3.31まで)
審議事項	(◎:法令で当該合議制機関での審議が義務化、○:任意の合議制機関、△:任意の諮問)	
	独立して設置・相互に連携	
~H24年度	△児童福祉に関する主要事業報告 ○次世代育成支援対策後期行動計画進行管理 ◎児童福祉施設等の事業停止命令・閉鎖命令に係る意見聴取等 ◎審査部会(里親の認定・強制入所措置等)	
H25年度	△児童福祉に関する主要事業報告 ○次世代育成支援対策後期行動計画進行管理 ◎児童福祉施設等の事業停止命令・閉鎖命令に係る意見聴取等 ◎審査部会(里親の認定・強制入所措置等)	◎新制度に関するニーズ調査 ◎子ども・子育て支援事業計画策定
H26年度	△児童福祉に関する主要事業報告 ○次世代育成支援対策後期行動計画進行管理 ◎児童福祉施設等の事業停止命令・閉鎖命令に係る意見聴取等 ◎審査部会(里親の認定・強制入所措置等) △「熊本市子ども輝き未来プラン」策定報告	◎子ども・子育て支援事業計画策定 ◎特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取 ◎特定教育・保育事業の利用定員に関する意見聴取 ○「熊本市子ども輝き未来プラン」策定
児童福祉専門分科会委員と子ども・子育て会議委員は兼ねる		
H27年度・ H28年度	△児童福祉に関する主要事業報告 ○「熊本市子ども輝き未来プラン」進行管理 ◎児童福祉施設等の事業停止命令・閉鎖命令に係る意見聴取等 ◎審査部会(里親の認定・強制入所措置等) ◎保育部会(家庭的保育事業等の認可) ◎保育部会(保育所の認可) ○保育部会(認定子ども園の認可)	◎子ども・子育て支援事業計画の進行管理 ◎子ども・子育て支援事業計画の変更 ◎特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取 ◎特定教育・保育事業の利用定員に関する意見聴取
児童福祉専門分科会に地方版子ども・子育て会議の機能を統合		
H29年度~	△児童福祉に関する主要事業報告 ○「熊本市子ども輝き未来プラン」進行管理 ◎児童福祉施設等の事業停止命令・閉鎖命令に係る意見聴取等 ◎審査部会(里親の認定・強制入所措置等) ◎保育部会(家庭的保育事業等の認可) ◎保育部会(保育所の認可) ○保育部会(認定子ども園の認可) ◎子ども・子育て支援事業計画の進行管理 ◎子ども・子育て支援事業計画の変更 ◎特定教育・保育施設の利用定員に関する意見聴取 ◎特定教育・保育事業の利用定員に関する意見聴取	※条例廃止(児童福祉専門分科会へ機能統合)